

# 審査基準

A-k-1

平成 29 年 4 月 1 日作成

法令名 : 古物営業法施行規則
根拠条項 : 第 12 条第 1 項
処分の概要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法令の定め : 古物営業法第 11 条第 2 項 (行商従業者証) 第 12 条 (標識) 古物営業法施行規則第 10 条 (行商従業者証の様式) 第 11 条 (標識の様式)
審査基準 :
標準処理期間 : 30 日
申請先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係
問合せ先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話 052-951-1611 内線 3183)
備考 :